

平成27年12月16日、「平成28年度与党税制改正大綱」(以下、大綱)が正式決定し、公表された。本稿では、大綱のうち、FPのお客さまに関心の高い金融・証券に関わる主な改正項目について概説する。

NISAの利便性向上

現行のNISAでは、法律で定められた期間(勘定設定期間：図表1)ごとに、非課税適用確認書の交付申請書を税務署に提出する必要がある。この交付申請書には、当該勘定設定期間開始の前年の1月1日(基準日)の住所による住民票の写し等を添付する。

さらに、マイナンバー制度の導入により、平成28年以降に新たにNISA口座を開設する場合はマイナンバーの告知が必要となる。平成27年末までにNISA口座を開設している場合でも、平成30年以降の勘定設定期間(図表1の②)に非課税管理

勘定を設定する際には、非課税適用確認書の交付申請書の提出とそれに伴うマイナンバーの告知が必要となっている。

このような煩雑な手続きでは、NISAの普及・定着が進まない可能性があるため、大綱では、次の措置を講じるとしている。

I 非課税適用確認書の交付申請書について、基準日における住民票の写し等の添付を不要とし、併せて、平成30年以後の勘定設定期間を、平成30年1月1日から平成35年12月31日までとする(図表1②と③の勘定設定期間を統合)。

II 平成29年10月1日において、平成29年分の非課税管理勘定を設定しており、マイナンバーを金融機関に告知している場合は、平成30年以後の勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書を提出したものとみなす。

Iの改正により、NISA口座の重複の有無は、マイナンバーによって確認されることとなる。

非課税措置を適用することとしている(時価評価日の見直し)。

上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の対象の拡大

大綱では、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の対象の範囲に、国外転出時課税制度の適用により生じた

図表1 NISAの勘定設定期間と基準日

勘定設定期間	基準日
①平成26年1月1日～平成29年12月31日(4年間)	平成25年1月1日
②平成30年1月1日～平成33年12月31日(4年間)	平成29年1月1日
③平成34年1月1日～平成35年12月31日(2年間)	平成33年1月1日

図表2 マイナンバーの告知が不要となるもの

- 利子・配当等の受領者の告知
- 無記名公社債の利子等に係る告知書の提出
- 譲渡性預金の譲渡等に関する告知書の提出
- 株式等の譲渡の対価の受領者の告知
- 交付金銭等の受領者の告知
- 償還金等の受領者の告知
- 信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知
- 先物取引の差金等決済をする者の告知
- 金地金等の譲渡の対価の受領者の告知
- 特定口座開設届出書の提出をする者の告知
- 非課税適用確認書の交付申請書の提出をする者の告知
- 非課税口座開設届出書の提出をする者の告知
- 未成年者非課税適用確認書の提出をする者の告知
- 未成年者口座開設届出書の提出をする者の告知
- 国外送金等をする者の告知書の提出
- 国外証券移管等をする者の告知書の提出

る。Iの改正は、平成30年以後の勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書について適用される。

IIについては、事前にマイナンバーを告知していると、平成29年9月30日までに、金融機関に対し平成30年以降の非課税管理勘定の設定を希望しない旨の申出をしない限り、自動的に非課税管理勘定が設定される。金融機関は、平成29年10月15日までに、NISA口座保有者に対し、非課税適用確認書の交付申請書が提出されたこととなる旨の通知をすることになっている。

なお、一般口座や特定口座でマイナンバーを告知していれば、NISA口座で改めて告知する必要はなくなる(3.参照)。

一方、マイナンバーを告知していない場合は、非課税適用確認書の交付申請書の提出が必要となる。

その他、大綱では、出国によりNISA(ジュニアNISA)から、①商品先物取引業者以外

マイナンバー導入に伴う手続きの簡素化

大綱では、図表2に挙げた告知・告知書に関し、金融機関にマイナンバーを告知済みである者が、同一の金融機関において口座開設などの手続きを行う際に、その金融機関等で帳簿によりマイナンバー等を確認できる場合には、マイナンバーの告知等を不要とすることとされた。

先物取引に係る雑所得等の課税の特例の改正

平成23年度税制改正で、店頭デリバティブ取引等(従来は総合課税)は、市場デリバティブ取引等と同様に、20%申告分離課税となり、損益通算および損失額の3年間の繰越控除が可能となった。

今般の大綱では、申告分離課税の対象となる先物取引の範囲

読み解き！最新制度

シンクタンク研究員による

Vol.11

平成28年度税制改正大綱の公表 ——金融・証券に関わる主な改正項目

から、①商品先物取引業者以外
の者を相手方として行う店頭商品デリバティブ取引、②金融商品取引業者等以外の者を相手方として行う店頭デリバティブ取引の2点を除外することとされた。すなわち、業者を相手方としない店頭デリバティブ取引等は、申告分離課税から、再び総合課税(累進税率)の対象となる。

この改正は、平成28年10月1日以後に開始する先物取引に適用されることとなっている。

なお、金融庁などが要望していた「金融所得課税の一体化」については、引き続き検討することが明記された。

その他、 国外転出時課税制度関連

大綱では、国外転出時課税制度等に関し、以下の見直しも行うこととされた。

●遺産分割確定時等に関する規定の明確化
相続開始日の属する年分の所

図表3 更正の請求が認められる事由

- 未分割財産について民法の規定による相続分の割合に従って対象資産の移転があったものとして贈与等時課税制度の適用があった後に、遺産分割が行われたこと
- 強制認知の判決の確定等により相続人に異動が生じたこと
- 遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、または弁償すべき額が確定したこと
- 遺贈に係る遺言書が発見され、または遺贈の放棄があったこと
- 相続等により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと
- 条件付きの遺贈について、条件が成就したこと

得税について贈与等時課税制度の適用を受けた居住者につき、**図表3**の事由により、非居住者に移転した有価証券等が当初申告と異なることとなった場合、その居住者の相続人は、その事由が生じた日から4カ月以内に、その相続開始日の属する年分の所得税について、税額が増加する場合等には修正申告書を提出しなければならないとし、税額

が減少する場合等には更正の請求ができることとされた。

●**ストックオプションに係る国外転出時課税制度の適用除外等**

ストックオプションのうち、その行使による所得の全部または一部が、国外転出後においてもわが国で課税されるものは、税制非適格・適格ともに、国外転出時課税の対象有価証券から除外されることになった。

●**納税猶予の期限の満了に伴う納期限の見直し**

現行制度では、国外転出時から引き続き保有している有価証券等の価額が国外転出時より下落しているときは、納税猶予期間（5年または10年）満了時にいったん納付した税額を、満了日4カ月後までに更正の請求を行うことで減額できる。大綱では、この手続きの煩雑さを回避するため、納税猶予期限満了に伴う納期限自体を、国外転出日以後5年4カ月または10年4カ月を経過する日とされた。なお、

更正の請求期限は同じ。

●**国外転出時に確定申告をしていない場合等の取得価額の洗替えの適用除外**

現行制度では、時価1億円以上の有価証券等を有する者が国外転出をする場合には、当該有価証券等の簿価は、確定申告の有無にかかわらず、国外転出時の価額に変更される（洗替え）。このため、譲渡損失が生じているために確定申告をしないので国外転出をした場合や申告義務があるにもかかわらず無申告で国外転出した者についても、簿価が変更されることになる。

●**国外転出後に同一銘柄の有価証券等を取得している場合の取扱いの明確化**

大綱では、国外転出時課税制度の適用を受けた者で納税猶予の適用を受けている者が、国外転出後に有価証券等を譲渡等した場合には、次のように判定することとされた。

- (1) 納税猶予の適用を受けている有価証券等と
- (2) それ以外の有価証券等に区分し、
- (2)の有価証券等から先に譲渡したものとす
- る。この場合の①の有価証券等には、贈与等により取得した有価証券等とその贈与者等が納税猶予の適用を受けているものを含むものとする。
- (2)①の有価証券等を譲渡したものとされる場合には、先に取得したのから先に譲渡したものとす



鳥毛拓馬 ●とりげ・たくま
大和総研主任研究員 AFP
金融・証券税制、金融商品会計を中心に税制、会計制度の調査に従事。著書として、「税金読本」「法人投資家のための証券投資の会計・税務」（いずれも共著、大和証券刊）など。

